

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年9月28日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治

1 調達内容

- (1) 調達件名 令和8年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 仕様書による。
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf>
- (2) 当機構東日本地区において、令和7・8年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査の業種区分「製造」の資格を有すると認定された者であること。
※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは何ら関係ないため注意されたい。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf>
- (5) 見積書提出期限の直前5年間における、調達物品又はこれと同等の加工を施した類似品の納入実績があることを証明し、当機構の確認を受け認められた者であること。
- (6) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。
オープンカウンター方式による見積合せ説明書については、当機構ホームページを参照のこと。
<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph0000014kuf-att/lrmhph0000014kwu.pdf>

3 見積手続等に関する問合せ先及び提出方法等

- (1) 見積手続等に関する問合せ先

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課

電話 03-5323-5705

※土日祝日を除く午前10時00分～17時まで（12時～13時を除く）

(2) 見積書の提出方法、期限及び提出先

①提出期限 令和8年10月8日（木） 11時00分

②提出方法 （見積書への押印を省略する場合）

見積書と2（5）に示す実績が確認できる書類（別記様式）を同日同時刻必着の電子メールにて（件名を「オープンカウンター：令和8年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務」とすること）提出し、上記(1)へ提出した旨の電話（※時間は上記）をすること。提出先メールアドレスは以下の通り。

X91306@ur-net.go.jp

※押印を省略する場合は電子メールの利用が望ましいが、難しい場合は持参又は郵送での提出も可とする。その場合、封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。（封筒記載例を参照）

（見積書に押印をする場合）

見積書と2（5）に示す実績が確認できる書類（別記様式）を持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、封筒の表に「オープンカウンター見積書在中」と朱書きすること。提出場所は上記(1)と同じ。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要（別紙1）「請負契約書」のとおり

(3) 支払条件 納品2回（令和8年11月27日まで及び令和9年3月2日まで）・検査完了後に支払い、落札決定後、協議の上「請負契約書」別紙の「価格表」に反映することとする。

(4) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(5) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(6) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出までに当該資格審査に係る申請書（③の一覧に記載の書類一式）を提出すること。その後当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出書類は以下URLを参照し、提出前に3（1）に連絡すること。

① [REQ_R78_APP_B.xlsx](#)（申請様式）

② [buppin_kinyuurei_20241115.pdf](#)（申請様式記入例）

③ [REQ_checksheetsheet_R78_APP_B.xlsx](#)（申請に必要な書類一覧）

※申請には当機構の所定様式（①）に加え、登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し、納税証明書その３等の写し、財務諸表の写しの提出が必要となります。

(7) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー16階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 住宅経営部営業企画課
電話 03-5323-4476

※土日祝日を除く午前10時00分～17時まで（12時～13時を除く）

(8) 本調達にあたり、希望する場合に仕上り見本を1部交付する。

- ① 交付期限：上記３（２）①と同じ。
- ② 交付場所：上記４（７）と同じ。
- ③ 交付方法：交付期限までに上記４（７）へ事前に連絡の上、受領すること。

以 上

見積書様式

見 積 書

金 円也 (税抜)

ただし、(件名) 令和8年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

登 録 番 号						
---------	--	--	--	--	--	--

※機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。また東日本賃貸住宅本部以外で申請手続き中の場合は、「受理票」の写しまたは「競争参加資格申請書類」の提出が確認できるメールの出力を添付すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

住 所

会社名

代表者氏名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：

連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

表

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 本部長 井添 清治 殿 (件名「令和8年度UR賃貸住宅契約書用 ファイル製作業務」見積書) (押印省略)

裏

封
住所・会社名
代表者氏名・連絡先
※登録番号

※ 当機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

※ 押印を省略する場合は電子メールの利用が望ましいが、難しい場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

別記様式

納入実績報告書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

申請者
住 所
会社名
代表者氏名

所属部署名
担当者氏名
電話番号

令和8年9月28日付けで掲示のありました「令和8年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務」に係る納入実績について確認されたく、下記のとおり報告します。
なお、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

契約相手方	担当支社等	名称	数量	履行期間

※入札書提出期限の直前5年間における納入実績を(1件以上5件まで)記載すること。
※記載した納入実績を証明できる書類(契約書の写し又は請求書の写しなど明細のわかるもの。提出に支障のある部分は非開示とすること)を添付すること。

別記様式（記載例）

納入実績報告書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

申請者
住 所
会社名
代表者氏名

所属部署名
担当者氏名
電話番号

令和8年9月28日付けで掲示のありました「令和8年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務」に係る納入実績について確認されたく、下記のとおり報告します。
なお、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

契約相手方	担当支社等	名称	数量	履行期間
(記載例) 株式会社〇〇	(記載例) 本社	(記載例) 〇〇ファイル	(記載例) 〇〇部	(記載例) 〇年〇月～〇年〇月

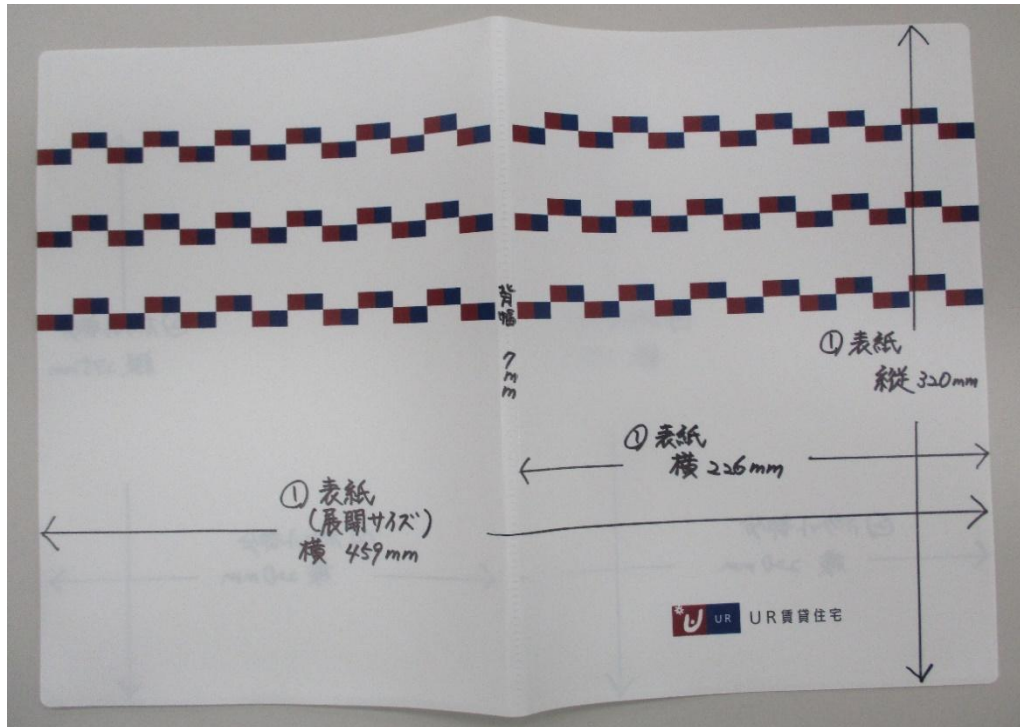
※入札書提出期限の直前5年間における納入実績を(1件以上5件まで)記載すること。
※記載した納入実績を証明できる書類(契約書の写し又は請求書の写しなど明細のわかるもの。提出に支障のある部分は非開示とすること)を添付すること。

仕様書

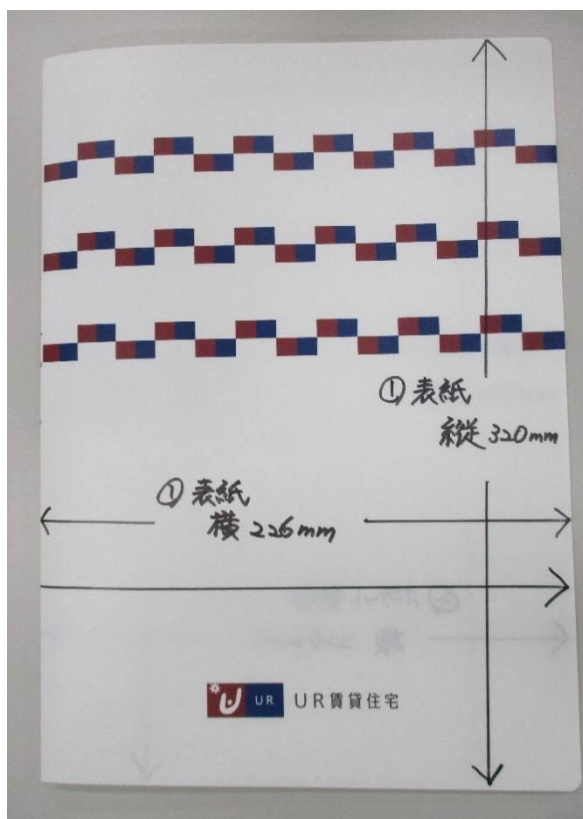
項目	仕様の内容		
件名	令和8年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務		
種類	オリジナルA4ホルダー（4ポケット）		
規格	仕上り規格	A4用紙対応（見開きA3用紙対応）	
仕上り見本	仕上り見本有	見本を1部交付しますので、事前連絡の上、受領ください。 （イメージは仕様書「見本写真」を確認）	
製作数量	28,900部（納品日第1回：12,100部 納品日第2回：16,800部）		
デザイン	デザイン指定済みの仕上り見本を交付。 端部において、ロゴマークの切れがないようにすること。		
印刷色	おもて表紙（表1）・裏表紙（表4）に印刷。 4C+OPニス（OverPrint ニス）（オフセット） 色移り、ロゴの滲み・つぶれのないように製作すること。		
文字デザイン校正	1回 1部	色校正	1回 1部
材質・寸法	端部は角丸加工とする。 寸法：①表紙（展開サイズ）縦320mm×横459mm×背幅7mm（2本スジ） （2つ折り時の寸法）縦320mm×横226mm ②ポケット部分（表2・表3）縦275mm×横220mm ③仕切り部分 縦310mm×横220mm （仕切り部分両面にポケット） 縦265mm（最長部265mm・最短部220mm）×横215mm		
	① ・おもて表紙（表1） ・裏表紙（表4）	ポリプロピレン 0.3mm （梨地・白）	
	② ・おもて表紙ウラ（表2）（ポケット） ・裏表紙裏（表3）（ポケット）	ポリプロピレン 0.2mmツヤ （透明）	
	③ ・仕切り部分 ・仕切り部分両面ポケット	ポリプロピレン 0.2mmツヤ （透明）	
梱包	10部毎にPP封入し、100部単位でダンボール梱包。 側面に品名・数量をそれぞれ下記のとおり記載すること。 「令和8年度UR賃貸住宅契約書用ファイル 100部」 梱包に使用する資材はグリーン購入法に適合していること。		
入稿日	令和8年10月16日予定 ※落札者決定後		
入稿データ形式	ロゴデータ支給（データ形式：PDF及びIllustratorVer.8.0）		
納期等	納品日	第1回：令和8年11月27日（金）まで 第2回：令和9年3月2日（火）まで の2回にわけて納品すること（完成品の仕様は2回とも同じ） 納品完了毎に支払い。	
	納品場所	別紙「納品場所一覧」のとおり（納入費用は受注者の負担とする）	
その他	表紙ポケットの溶着は容易に剥れないよう留意すること。 仕様書に記載のない事項、又は仕様に疑義が生じた場合は、機構担当者の指示によること。		

「見本写真」

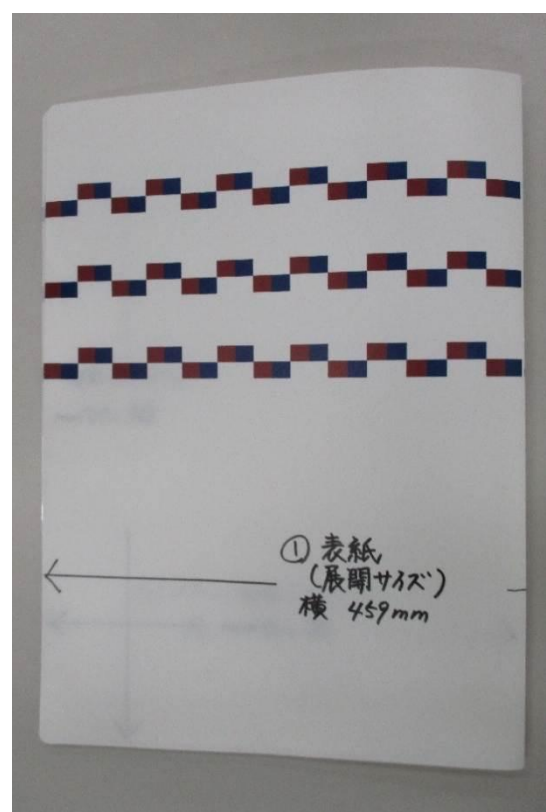
【展開時】



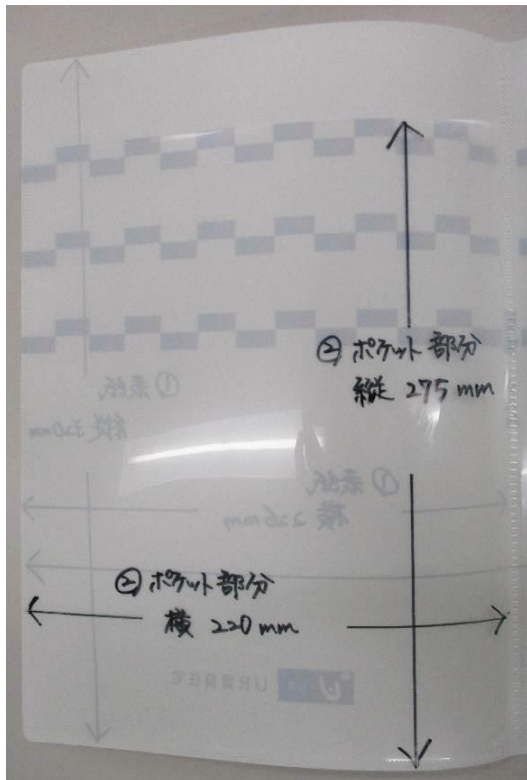
【おもて表紙 (表1)】



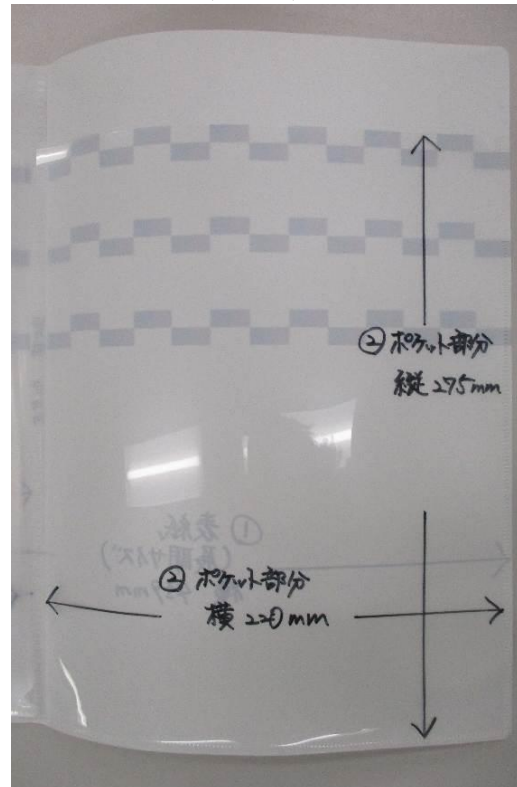
【裏表紙 (表4)】



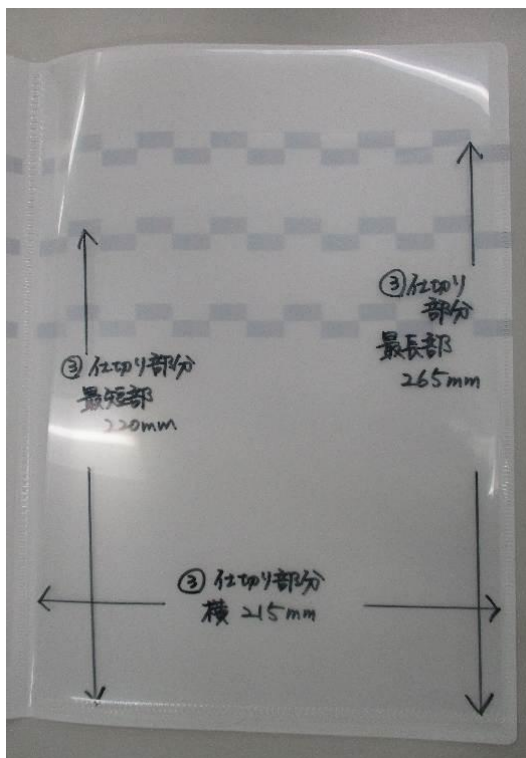
【ポケット部分（オモテ表紙ウラ・表2）】



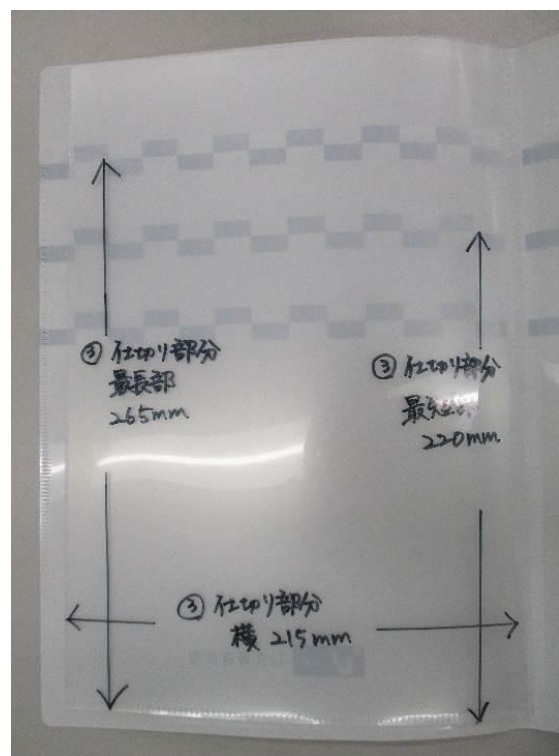
【ポケット部分（裏表紙裏・表3）】



【仕切り部分（両面ポケット表）】



【仕切り部分（両面ポケット裏）】



令和8年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務

別紙「納品場所一覧」第1回納品：令和8年11月27日(金) 第2回納品：令和9年3月2日(火)

※各納品場所において、10：30～17：00（12：00～13：00を除く）に納品を行うこと

項番	名称	郵便番号	住所	電話番号	第1回 納品部数	第2回 納品部数	納品 合計部数
1	東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業企画課	163-1382	東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー16階	03-5323-4476	0	0	0
2	UR八重洲営業センター	103-0028	東京都中央区八重洲 1-8-17 新横町ビル4階	03-3271-0611	0	1,600	1,600
3	UR新宿営業センター	163-1301	東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー1階	03-3347-4330	1,500	1,000	2,500
4	UR立川営業センター	190-0012	東京都立川市曙町 2-7-16 鈴春ビル5階	042-526-5201	500	800	1,300
5	UR池袋営業センター	170-0013	東京都豊島区東池袋 1-10-1 住友池袋駅前ビル4階	03-3989-8171	1,300	1,500	2,800
6	UR池袋営業センター法人窓口	170-0013	東京都豊島区東池袋 1-10-1 住友池袋駅前ビル4階	03-5962-0935	1,000	1,000	2,000
7	UR渋谷営業センター	150-0002	東京都渋谷区渋谷 1-16-9 渋谷K・Iビル6階	03-6681-5202	1,500	1,500	3,000
8	UR多摩営業センター	206-0033	東京都多摩市落合 1-11-2 多摩センター駅1F	042-356-0311	1,000	700	1,700
9	UR錦糸町営業センター	130-0022	東京都墨田区江東橋 4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル本館8階	03-3846-1571	1,200	1,700	2,900
10	UR町田営業センター	194-0021	東京都町田市巾町 1-1-16 東京建物町田ビル6階	042-720-8751	0	1,000	1,000
11	UR津田沼営業センター	274-0825	千葉県船橋市前原西 2-14-5 榊原第二ビル4階	047-478-3711	0	0	0
12	UR稲毛海岸営業センター	261-0004	千葉県千葉市美浜区高洲 4-5-10	043-270-5551	600	600	1,200
13	UR柏営業センター	227-0842	千葉県柏市末広町 7-3 柏第一生命ビルディング6階	04-7196-6152	1,400	1,600	3,000
14	UR横浜営業センター	221-0056	神奈川県横浜市神奈川区金港町 1-4 横浜イーストスクエア2階	045-461-4177	0	400	400
15	UR藤沢営業センター	251-0055	神奈川県藤沢市南藤沢 22-1 神中第2ビル6階	0466-50-0061	0	500	500
16	UR港南台営業センター	235-0045	神奈川県横浜市港南区港南台 3-3-1 港南台214ビル3階	045-834-3351	600	600	1,200
17	UR大宮営業センター	330-0853	埼玉県さいたま市大宮区錦町 682-1 JR大宮西口ビル1階	048-649-2277	0	600	600
18	UR新越谷営業センター	343-0845	埼玉県越谷市南越谷 1-17-2 朝日生命越谷ビル7階	048-990-5338	1,000	700	1,700
19	UR所沢営業センター	359-1123	埼玉県所沢市日吉町 15-14 所沢第一生命ビル4階	04-2924-4481	500	500	1,000
20	UR川越営業センター	350-1123	埼玉県川越市脇田本町 15-13東上パールビルディング3F	049-220-0022	0	500	500
合計					12,100	16,800	28,900

契約書（案）

請 負 契 約 書

- 1 契約の名称 令和8年度UR賃貸住宅契約書用ファイル製作業務
- 2 仕様 別添仕様書のとおり。
- 3 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- 5 支払条件 別紙価格表のとおり。

上記の業務について、発注者と受注者は、次の条項によってこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する（ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。）。

令和 年 月 日

発注者 住 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
氏 名 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 印

受注者 住 所
氏 名
印

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の契約金額をもって、業務を頭書の履行期間内に完了し、成果物があるときは発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金として頭書の契約金額を支払うものとする（以下、契約金額、履行期間及び契約金額については、「頭書の」を省略する。）。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継

させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（特許権等の使用）

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

（仕様書等の変更）

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更することができ、それにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（業務の中止）

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、その費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第7条 受注者は、仕様書に指定された履行期間に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により履行期間の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、自己の責めに帰すべき理由により納期を延長したときは、その部分の契約金額相当額に対し、延長日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の

負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査の合格の日をもって、業務が完了したものとし、成果物があるときは、その所有権は、引渡しを完了したときに発注者に移転するものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第10条 受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを発注者に対し請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項又は同条第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

〔注〕 部分払を行わない場合は、この条を削除する。

第11条 受注者は、業務の完了前に、業務の出来形部分に相応する契約金額相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、頭書の回数を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分の確認を書面をもって発注者に求めなければならない。

3 発注者は、前項の場合において当該請求を受けた日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査を受けるため通常必要な経費は、受注者の負担とする。

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の契約金額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の契約金額相当額 $\times 9/10$

6 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第13条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでない認められるとき。

四 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第20条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第14条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第5条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

二 第6条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条 第17条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 成果物に契約不適合があるとき。

三 第14条又は第15条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注

者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第14条又は第15条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第20条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令

に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第21条 発注者の責めに帰すべき理由により第10条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第22条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第9条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 第1項において受注者が負うべき責任は、第9条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

4 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第24条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(適用法令)

第25条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第27条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙

価 格 表

業務内容	履行期限	支払金額（税込）	備 考
第 1 回納品分	令和 8 年11月27日まで	金 円	納品完了後支払
第 2 回納品分	令和 9 年 3 月 2 日まで	金 円	納品完了後支払
合 計		金 円	